

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

項目名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長	
税目	法人税	
要望の内容	<p>《要望の内容》</p> <p>地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と合わせた適用期限の延長と税制優遇措置の拡充等を実施する。</p> <p>(1) 令和元年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長すること。 ・制度創設（平成28年度税制改正）時と同様に、国の次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）と合わせる。</p> <p>(2) 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。 ・各税目の控除割合及び法人税の寄附額に対する控除限度額は現行の2倍とする（各税目の税額に対する控除上限は現行のとおり）。</p> <p>(3) 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。（認定手続の簡素化）</p> <p>(4) 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。</p> <p>(5) 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。</p> <p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第42条の12の2、第68条の15の3、附則第90条、第112条 ・ 租税特別措置法施行令第27条の12の2、第39条の45の3、附則第15条、第28条 ・ 租税特別措置法施行規則第20条の7の2、第22条の29の2 	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲68百万円 (- 百万円) (- 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）の策定に向けた基本的考え方を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。</p> <p>本税制については、平成28年度の制度創設以降、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。一方で、本税制を活用している地方公共団体数は414団体（23.7%）にとどまっており、一層の活用促進を図る必要がある。また、企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート（令和元年5月内閣府実施）等においても、企業や地方公共団体から本税制の拡充・延長を求める声がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、本税制について、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期限の延長を行うとともに、更に寄附しやすくなるよう税制優遇措置の拡充等を実施する。</p> <p>① 令和元年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の総合戦略の期間（令和2年度～6年度）に合わせ、税の軽減の適用期限を5年間延長することにより、本税制を安定的・継続的に維持する。 <p>② 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税額控除割合を現行の2倍に引き上げることにより、企業の寄附インセンティブを大幅に高める。 <p>③ 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。（認定手続の簡素化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請に係る地方公共団体の事務負担の軽減により、地方公共団体の労力を寄附の呼び込み等に注ぐことができるようにするとともに、寄附対象事業の増加を図り、企業の選択肢を大幅に増加させる。 <p>④ 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで対象となっていなかった国の補助金や交付金を活用した事業について本税制を活用した寄附の充当を可能とすることにより、地方公共団体の積極的な取組を促し、寄附対象となる選択肢の増加を図る。 <p>⑤ 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附可能な期間を拡大し、企業が寄附しやすいタイミングで寄附できるようにする。 <p>これらの拡充・延長策とあわせ、予算措置等により、本税制を活用した寄附を促進することで、企業による地方への資金の流れを飛躍的に高め、地方創生の事業の進展を図り、もって地方創生の深化に繋げる。</p>
---	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版） （平成30年度12月21日閣議決定）</p> <p>IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-</p> <p>3. 財政支援の矢</p> <p>（3）税制</p> <p>志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。</p> <p>◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）</p> <p>「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016年度に創設し、2018年12月現在、507事業が認定を受けている。平成31年度税制改正において、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を行うこととされている。これらを踏まえ、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開する。また、2019年1月から新たに実施する優良企業及び地方公共団体の表彰や2018年7月に登録・公表した「企業版ふるさと納税推進リーダー」を中心とした取組により、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2019 （令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>（2）企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流</p> <p>志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援する企業版ふるさと納税は、企業と地方公共団体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与することは、企業価値の向上にもつながると期待される。本制度をより一層活用できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p> <p>Ⅵ. 地方創生に向けた多様な支援（地方創生版・三本の矢）</p> <p>3. 財政支援</p> <p>（3）税制</p> <p>2016年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、活用実績が着実に増加し、移住・定住や人材育成・確保、被災地の復興などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、2019年1月には初めて、他の模範となる企業や地方公共団体を対象とする地方創生担当大臣表彰制度を設けたほか、2019年度から、地方創生推進交付金との併用や基金への積立て要件の緩和などの運用改善を実施している。また、最近のSDGsへの関心の高まり等も鑑み、官民一体となった地方創生の取組を更に促進できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p>
---	--	--------------------------	---

	政策の達成目標	<p>達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完
	租税特別措置の適用又は延長期間	5年間（国の次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）に合わせる）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>令和元年8月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業数 644事業 ・総事業費 1,333億円 ・寄附額累計（平成28年度～平成30年度） 65.6億円
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置は、地方公共団体の行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の優遇措置であり、企業の負担を軽減することにより、民間の資金を投入した地方創生事業が推進され、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることが期待される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>本税制の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。</p> <p>【令和2年度概算要求】1.0億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>本税制の一層の活用促進を図るためには、①周知、広報の更なる強化のほか、更に企業が寄附しやすくなるよう、②税額控除の特例措置の拡充・延長を一体的に講じる必要がある。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（平成30年12月21日閣議決定）では、「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を定めており、その中で、「（1）自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにし、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。</p> <p>国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の拡充・延長は極めて妥当であるといえることができる。</p> <p>なお、措置の対象は、特定の事業に係る寄附に限定されていること、また、寄附のうち一定割合は企業負担としていることから、必要最小限の措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成28年度、平成29年度の適用実績は以下のとおり。</p> <p>【平成28年度】 単体法人・・・56件、5,985千円 連結法人・・・2件、110千円</p> <p>【平成29年度】 単体法人・・・109件、26,971千円 連結法人・・・7件、482千円</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>租税特別措置の適用実績に同じ。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、民間のノウハウを取り入れることによる事業の質の向上をもたらす、地方公共団体における安定的な財源確保にも役立つほか、企業と地方公共団体の連携を強化するものとして効果的なものである。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>以下の観点を踏まえ、令和6年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>これまでに644の地方創生事業を認定し、総事業費は1,333億円に上るなど、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標の達成において一定の効果があったといえる。一方で、本税制を活用している地方公共団体数は414団体（23.7%）に留まっており、制度の活用が十分とはいえない状況にある。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度：新設 ・平成31年度：運用改善の実施